

「今後の化学物質の審査及び規制の在り方について（案）」に対する意見

2003年1月20日

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代表 立川 涼

I. 環境中の生物への影響に着目した化学物質の審査・規制について

1. 生態毒性に関する事前審査の導入について

- 化審法の前審査において、生態毒性試験結果を用いて生態毒性の評価を行うことは賛成である。

2. 生態毒性がある化学物質に対する規制の導入について

- 難分解性で生態毒性を有する化学物質について、事業者が生態毒性等に関する情報提供措置を導入することは、賛成である。措置の内容としては、製造・輸入数量、用途の届出はもちろん、消費者が各自の選択に従ったリスク削減措置を採ることができるように、表示およびMSDSの交付も義務づけるべきである。また、必要に応じて開放系での用途規制や製造中止等の措置を講じることができるようにすべきである。
- 難分解性で生態毒性を有する化学物質についても、定量的な管理のための直接規制を導入することは、賛成である。しかし、保護の対象を「生活環境に係る動植物」に限定することは反対である。生態系は、人と環境との関わり如何にかかわらずそれ自体を保全する必要があるのであって、直接規制も生態系を構成する全ての動植物を対象とすべきである。
なお、他の制度的な取り組みにおいても「生活環境に係る動植物」を対象として取り組みが行われているようだが、それらも暫定的・妥協的なものと言わざるを得ない。生態系保全の在り方としては、環境基本法を改正して「生態系保全に係る環境基準」を設定し、これに基づき直接規制を講じるべきである。

- 難分解性に加え高蓄積性を有する化学物質について、現在の第一種特定化学物質と同様の規制を講じることは賛成である。

3. 関連事項について

- 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質について、引き続き科学的知見の集積等に努めていく必要があることは当然だが、試験法の開発を促進し、すみやかに化審法の事前審査の対象とすべきである。
- 良分解性の物質についても化審法の事前審査の対象に加えるべきである。もちろん、排出段階での措置も講じることにより、より効果的な規制とすべきである。

II. リスクに応じた化学物質の審査・規制制度の見直し等について

1. 難分解性及び高蓄積性の性状を有する既存化学物質に関する対応について

- 難分解性で高蓄積性の性状を有する化学物質は、それ自体でも生態系へ何らかの悪影響を与えていると考えられるから、これらを法令に基づく一定の管理下に置くことは賛成である。
- 具体的な措置としては、報告書案の製造・輸入実績数量、用途等の届出と公表にとどまらず、表示やMSDSの交付の義務づけなど消費者の選択を可能とする措置も講じるべきである。さらに、必要な場合には、用途や生産量の制限、製造中止等を求めることができるようにすべきである。

2. 暴露可能性を考慮した新規化学物質の事前審査制度の見直しについて

- 現状では、リスクに応じた化学物質の事前審査の見直しには一定の合理性があると思われる。しかし、リスクというものは、あくまでも既知の知見に基づくものであって、未知のリスクは含まれ得ないことを考えれば、リスク評価には内在的限界があることを忘れてはならない。その意味で、リスクに応じた制度の見直しをすとしても、必要がある場合にはいつでも予防的対策を講じることができるようなセーフティネットを整備することが必要である。また、実効性のある事前・事後のチェックシステムを確立することが不可欠である。
- 事前の確認や事後の監視は、担当部局だけで行うのではなく、市民・NGO代表も参加する第三者機関を設置して、透明かつ厳正なチェックを実施すべきである。
- 輸出専用品の適用除外については、輸出相手国の事前審査制度が単に外形

的に整備されているだけでなく、実際上も日本と同等の審査制度が実施されている場合に限り適用除外を認めるようにすべきである。

3. 事業者が入手した有害性情報の取扱いに関する対応について

- 事業者には有害性情報の届出を義務づける制度を創設することは賛成である。

「正直者が馬鹿をする」ことのないよう、届出を懈怠した事業者に対する何らかの制裁措置（例えば氏名の公表など）や、積極的に届出を促す仕組みを設ける必要がある。

4. 既存化学物質の有害性評価・リスク評価の推進

- 化学物質全体のリスク管理を考えれば、既存化学物質の安全性点検とその公表こそが最重要の課題といえる。

既存化学物質の安全性点検は、これまでは専ら国によって進められてきているが、今後は、一定の猶予期間を設けた上で、原則的に事業者の責任とすべきである。

化審法制定以来、既に約40年が経過しているにもかかわらず、約2万種の既存物質中、安全性点検が行われたものは、分解性・蓄積性については1279物質、人の健康毒性については僅か191物質のみである。このような現状に鑑みるならば、もはや既存物質に対する審査の適用除外を認めることは適当ではなく、新規物質同様、事業者がその試験結果を付して審査申請を行い、国の審査を経るものとすべきである。

猶予期間中においては、国は、「既存化学物質安全性点検計画」（仮称）を策定することにより、全体スケジュールを明らかにするとともに、事業者と国との役割分担を明確にし、国民にも理解と協力を求めるべきである。

III. その他関連事項

1. 関係制度間の連携等

- 政府における化学物質管理に係わる各種制度間の一層の連携や整合性のある運用を図ることは当然であるが、さらに省庁の枠組みを超えて、一元的に化学物質の安全管理を目的とする総合的な法制度を整備するとともに、「化学物質安全庁」（仮称）のような横断的な独立組織を設置するなど、組織体制を整備すべきである。
- 化審法を含めて化学物質管理に係わる法制度の運用において、各規制対象物質の指定にあたっては、市民の申出権や審議会への市民・NGO代表の参

加を認めることにより、運用の透明化・民主化に取り組むべきである。

2. 情報公開とリスクコミュニケーションの促進

- 化学物質の管理・リスク削減のためには、情報公開の徹底はもちろん、市民にわかりやすい情報提供が不可欠である。用途別生産量・輸入量などのマスフローデータから、個別物質ごとの毒性情報や毒性評価情報まで、各種データを広く収集するシステムを整備し、それを公表すべきである。循環型社会を構築するためには、化学物質にかかわるデータのみならず、生産・消費から廃棄に至るまでさまざまなデータを収集し、一元的に管理、公表する制度が必要である。そのような趣旨で、「環境情報統計・公開法」（仮称）のような法律の制定も検討すべきである。
- OECDのレビューでは、「消費財に使用されている化学物質の環境及び健康へ与えるリスクを、製品のライフサイクルのあらゆる段階において削減するよう、製造業者を奨励するための対策を導入すること」が勧告されている。このような観点からの対策を早期に実施すべきである。特に消費財については、早急に、末端消費者にまで含有成分やその有害性情報が行き渡るような表示制度等を整備することが必要である。

以上